経済産業委員会

委員一覧（21名）

委員長	佐藤	昭郎（自民）	沓掛	哲男（自民）	平田	健二（民主）
理　事	泉	信也（自民）	倉田	寛之（自民）	藤末	健三（民主）
理　事	加納	時男（自民）	保坂	三蔵（自民）	藤本	祐司（民主）
理　事	小林	温（自民）	松田	岩夫（自民）	浜田	昌良（公明）
理　事	藤原	正司（民主）	松村	祥史（自民）	松	あきら（公明）
理　事	渡辺	秀央（民主）	加藤	敏幸（民主）	田	英夫（社民）
	魚住	汎英（自民）	直嶋	正行（民主）	鈴木	陽悦（無）

（16.10.28 現在）

（1）審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出２件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願２種類15件のうち、１種類６件を採択した。

〔法律案の審査〕

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案は、従来、我が国は対外経済政策においてＧＡＴＴ／ＷＴＯを中心とする多角的貿易体制の維持・強化を基本としてきたが、90年代に入り各国間でＦＴＡ（自由貿易協定）の締結が急速に拡大し、その結果、我が国は欧米企業等と比較し競争上不利な立場に立つことが多くなった。メキシコは、従来からＮＡＦＴＡ（北米自由貿易協定）やＥＵとの間ではＦＴＡを結んでおり、ＦＴＡを結んでいない我が国は、貿易において不利な立場に立たされていた。このような事態を踏まえ、日・メキシコ間で、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定が締結され、この協定の的確な実施を確保するため、本法律案によって、メキシコに輸出しようとする物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じることとした。

委員会においては、特定原産地証明書発給制度の意義、ＥＰＡによる産業構造変化の将来像、本協定が我が国経済に及ぼす影響、東アジアにおける我が国のＦＴＡ／ＥＰＡ戦略の在り方等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案は、米国企業に、ダンピング輸入企業に対する被害額の３倍賠償請求を認める「アメリカ合衆国の1916年の反不当廉売法」が、2000年にＷＴＯ違反であると確定したにもかかわらず、同法に基づく訴訟で我が国企業が米国下級審において敗訴し、今後の訴訟も懸念される事態となった。このため、同法に基づく訴訟によっ

て損害を被った我が国企業を保護するため、訴訟により利益を受けた米国企業に対し、我が国企業が損害の回復を請求できることとするとともに、1916年反不当廉売法に基づく確定判決は我が国において効力を有しないものとする等の措置を講じることとした。

委員会においては、損害回復措置の実効性、アンチダンピング措置の規律強化に向けた取組、我が国の対外通商戦略の在り方等について質疑が行われ、また、本委員会での審査中に米国議会において1916年反不当廉売法の廃止条項を含む法律が可決されたことから、施行期日に関する附則を改める修正案が提出され、修正案、原案とも全会一致をもって可決された。

なお、衆議院において、内閣提出の**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**及び民主党・無所属クラブ提出の同名の法律案の審査が行われたが、いずれも継続審査となった。

〔国政調査等〕

第160回国会閉会後の**９月29日**、関西電力株式会社美浜発電所３号機蒸気噴出事故の状況調査のための委員派遣として、福井県において、事故現場の実情を調査するとともに、関西電力株式会社、福井県及び美浜町から説明及び意見を聴取した後、意見交換を行った。

また、**10月６日**、関西電力株式会社美浜発電所３号機蒸気噴出事故に関する件を議題とし、前記委員派遣について派遣委員の報告を聴取するとともに、中川経済産業大臣から報告を、参考人美浜発電所３号機２次系配管破損事故調査委員会委員長代理班目春樹君及び関西電力株式会社取締役社長藤洋作君から説明を聴取した後、質疑を行った。

第161回国会中の**11月２日**、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、新潟県中越地震災害の復旧状況と支援体制、災害対応における発送電一貫体制の有効性、アジア諸国とのＦＴＡ交渉に対する基本的考え方、環境税導入に対する経済産業省の見解、東シナ海における日中間の排他的経済水域・油ガス田の共同開発、新産業創造戦略・人材投資促進税制、新エネルギー・地球温暖化対策、原材料価格上昇による中小製造業への影響、中小企業の資金繰り、中小企業経営支援三法・まちづくり三法の見直し状況、地域再生に向けた取組等について質疑が行われた。

11月25日、ＡＰＥＣ閣僚会合に関する件について中川経済産業大臣から報告を聴取した。

（2）委員会経過

○平成16年10月６日（水）（第160回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○関西電力株式会社美浜発電所３号機蒸気噴出事故に関する件について中川経済産業大臣から報告を、参考人美浜発電所３号機２次系配管破損事故調査委員会委員長代理班目春樹君及び関西電力株式会社取締役社長藤洋作君から説明を聴いた後、中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、政府参考人、参考人関西電力株式会社取締役社長藤洋作君及び美浜発電所３号機２次系配管破損事故調査委員会委員長代理班目春樹君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、加藤敏幸君（民主）、木俣佳丈君（民主）、松あきら君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成16年10月28日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年11月２日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新潟県中越地震災害の復旧・支援に関する件、東アジアにおける経済連携に関する件、地球温暖化対策に関する件、東シナ海における油ガス田開発に関する件、新産業創造戦略に関する件、中小企業振興対策に関する件等について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、小此木経済産業副大臣、蓮実国土交通副大臣、江渡内閣府大臣政務官、平田経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、小林温君（自民）、直嶋正行君（民主）、加藤敏幸君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成16年11月11日（木）（第３回）

○**経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月16日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、小此木経済産業副大臣、西厚生労働副大臣、滝法務副

大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、松村祥史君（自民）、木俣佳丈君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第15号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

○**アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月25日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、小此木経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第16号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

○ＡＰＥＣ閣僚会合に関する件について中川経済産業大臣から報告を聴いた。

○平成16年12月２日（木）（第６回）

○請願第186号外５件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第536号外８件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）議案の要旨

○成立した議案

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「日メキシコ協定」という。）の適確な実施を確保するため、特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1　特定原産品とは、日メキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされる物品をいう。

2　特定原産地証明書とは、物品が特定原産品であることをメキシコ合衆国の税関当局に対し証明する書類で、経済産業大臣又は経済産業大臣が国の事務代行機関として指定した政府以外の団体（以下「指定発給機関」という。）が発給するものをいう。

二、特定原産地証明書の発給の申請

メキシコ合衆国に輸出をしようとする者等は、経済産業大臣又は指定発給機関に対し、特定原産地証明書の発給を申請することができる。

三、特定原産地証明書の発給

経済産業大臣又は指定発給機関は、特定原産地証明書の申請があった場合には、審査を行い、物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、標章を付した特定原産地証明書を発給しなければならない。

四、申請書等の保存

経済産業大臣又は指定発給機関は、提出された申請書及び資料を保存しなければならない。また、証明書受給者は、特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類を保存しなければならない。

五、指定発給機関の指定

経済産業大臣は、指定発給機関を指定し、特定原産地証明書の発給に関する事務（以下「発給事務」という。）を行わせることができる。ただし、この場合、指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

1　発給事務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

2　特定の者に支配されていないなど、発給事務の実施が不公正になるおそれがないこと。

3　日メキシコ協定の円滑な実施を妨げるものでないこと。

六、指定発給機関に対する監督

事務の改善命令など指定発給機関への監督に係る所要の規定を定める。

七、メキシコ合衆国の税関当局に対する情報提供

経済産業大臣は、メキシコ合衆国の税関当局から特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

八、手数料

発給申請者が経済産業大臣又は指定発給機関に納付する手数料について定める。

九、罰則

特定原産地証明書の発給を受ける際に虚偽の申請書・資料を提出した発給申請者、秘密保持義務に違反した指定発給機関の役職員等についての罰則を定める。

十、附則

1　この法律は、日メキシコ協定の効力発生の日から施行する。ただし、指定発給機関

の指定等に関する規定は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　この法律の施行後５年を経過した場合において、指定発給機関に関する規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講じる。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく訴訟により損害を被った我が国法人等が、当該訴訟により利益を受けた米国法人等に対し、損害の回復を請求できるものとするとともに、同法に基づく確定判決は我が国において効力を有しないものとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、利益の返還義務等

１　千九百十六年の反不当廉売法に基づく外国裁判所の確定判決によって利益を受け、そのために我が国法人等に損失を及ぼした米国法人等（以下「受益者」という。）は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。

２　１の場合において、我が国法人等に千九百十六年の反不当廉売法に基づく裁判手続の準備及び続いて後から裁判を行うための代理人への報酬の支払その他の損害があったときは、受益者はその賠償の責めに任ずる。

３　１及び２の場合において、次のいずれかに該当する者は、我が国法人等に対し、受益者と連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を妨げない。

イ　受益者の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の全部を保有する者（100パーセント親会社）

ロ　発行済株式等の全部を受益者に保有される法人（100パーセント子会社）

二、消滅時効

利益の返還又は損害賠償の請求権は、３年間行使しないときは消滅する。

三、裁判管轄

利益の返還又は損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

四、外国裁判所の確定判決の効力

千九百十六年の反不当廉売法に基づき我が国法人等に行われた外国裁判所の確定判決は、我が国において効力を有しない。

五、附則

１　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　この法律は、千九百十六年の反不当廉売法が廃止されたときは、その廃止の時に効力を失う。ただし、その時までに提起された同法に基づく訴えに係る利益の返還又は

損害の賠償については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案委員会修正

【要旨】

一、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

二、法律の失効

この法律は、この法律の施行の日から起算して６月を経過した日に、その効力を失うものとする。